

大分県報

令和八年
四月一日
（四七）

（水曜日）

目次

公安委員会規則

刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正……………
大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………
警察本部指令
大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………

○公安委員会規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会規則第4号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「警備部」の次に「並びに警務部サイバー犯罪対策課」を加える。

- 刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年大分県公安委員会規則第5号）第2条第2号
- 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年大分県公安委員会規則第5号）本則第2号

令和八年四月一日

（傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第2条 傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年大分県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「法」という。」を削り、本則第1号中「警備部」の次に「並びに警務部サイバー犯罪対策課」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会規則第5号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に、「第16条の2」を「第16条」に、「第16条の3」を「第16条の2」に改める。

第3条第1項の表の警務部の項中「情報管理課」を「情報管理課」に改め、同表

の生活安全部の項中「サイバー犯罪対策課」を削る。

第5条の表中

隊長	鉄道警察隊及び に鉄道警察隊及 び高速道路交通 警察隊の分駐隊	警部又は警部補の 階級にある警察官	上司の命を受け、隊の事 務を処理する。
----	--	----------------------	------------------------

を

隊長	鉄道警察隊並び に鉄道警察隊及 び高速道路交通 警察隊の分駐隊	警部又は警部補の 階級にある警察官	上司の命を受け、隊の事 務を処理する。
----	--	----------------------	------------------------

に改め、同

大分県報号外（公安委規則）

1

専門幹	必要な課等	事務職員又は技術職員	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
-----	-------	------------	---------------------

表の主任栄養士の項を削る。

第11条第8号中「及び特例給付」を削る。

第2章第3節第1款中第13条の次に次の1条を加える。

（サイバー犯罪対策課の分掌事務）

第13条の2 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) サイバー事案に係る警察の運営に関する企画及び調整に関すること。
- (2) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること（他の課及び隊の所掌に属するものを除く。）。
- (3) サイバー事案に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (4) サイバー事案の防止対策に関すること。
- (5) 犯罪捜査における電磁的記録の解析その他技術的な支援に関すること。
- (6) 犯罪被害者支援（他の課及び隊の所掌に係るものを除く。）に関すること。

第14条第10号中「及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）」を「、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）」に改める。

第16条第9号中「及び探偵業の業務の適正化に関する法律違反」を「、探偵業の業務の適正化に関する法律違反及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反」に改める。

第16条の2を削り、第2章第3節第3款中第16条の3を第16条の2とする。

第32条の2第3号中「及び特例給付」を削る。

第33条の2第3号中「及び探偵業の業務の適正化に関する法律」を「、探偵業の業務の適正化に関する法律及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」に改める。

第47条の2の見出し中「主幹」を「専門幹」に改め、同条中「主幹」を「専門幹、主幹」に改める。

第50条第1項第2号中「、中津警察署及び日田警察署」を「及び中津警察署」に改め、同項第3号中「大分南警察署」の次に「、日田警察署」を加える。

第56条を次のように改める。

（専門幹等）

第56条 警察署に専門幹、主幹、主査及び専門員を置くことができる。

- 2 第47条の2第2項及び第3項の規定は、前項の専門幹、主幹、主査及び専門員について準用する。
- 第60条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第17号

警察本部
警察学
警察校
署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

大分県警察本部長 平松伸二

第3条第1項の表の総務課の項中「管理係」の次に「、本部長秘書係」を加え、同表の情報管理課の項の次に次のように加える。

サイバー犯罪対策課	管理係、企画・指導係、人材育成係、官民連携推進係、犯罪被害者支援係、サイバー犯罪特別捜査班、技術・捜査支援係、情報分析係
-----------	--

第3条第1項の表の地域課の項中「雑踏警備・山岳・水難係」を「雑踏警備・山岳係、水難係」に改め、同表のサイバー犯罪対策課の項を削り、同表の運転免許課の項中「教習所指導係」の次に「、外国免許審査係」を加える。

第4条の表中

総括参事官	生活安全部 警務部 刑事交通部 警備部	警視	(1) サイバー戦略の推進に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) (1)に係る生活安全部、警務部、刑事部、交通部及び警備部の調整に関すること。
-------	------------------------------	----	--

総括参事官	刑事生活安全部警備部	警視	(1) 刑事部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 組織犯罪対策課の所掌に係る犯罪の取締りに関すること。 (3) (2)の捜査に係る刑事部、生活安全部及び警備部の調整に関すること。 (4) 特殊詐欺等抑止対策に係る刑事部及び生活安全部の調整に関すること。 (5) 刑事部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
-------	------------	----	--

総括参事官	刑事部生活安全部交通部警備部	警視	(1) 刑事部、警務部、生活安全部、交通部及び警備部の所掌に係る特異重要事件に関すること。 (2) サイバー事案に係る警察の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (3) (1)及び(2)に係る刑事部、警務部、生活安全部、交通部及び警備部の調整に関すること。
総括参事官	刑事部	警視	(1) 刑事部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 刑事部の所掌に係る特異重要事件に関すること。

参事	情報管理課	技術職員	(1) 電子計算組織の企画、運用及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
----	-------	------	---

参事	情報管理課	技術職員	(1) 電子計算組織の企画、運用及び指導に関すること。
----	-------	------	-----------------------------

サイバー犯罪事件捜査指導官	サイバー犯罪対策課	警視	(1) サイバー犯罪事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
---------------	-----------	----	---

め、同表のサイバー犯罪事件捜査指導官の項を削り、同表中

検視官	捜査第一課	警視及び警部	(1) 死体の検視、検証及び解剖に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
犯罪被害者支援官	捜査第一課	警部	(1) 犯罪の捜査活動における被害者支援の企画、調査及び実施に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

検視官	捜査第一課	警視及び警部	(1) 死体の検視、検証及び解剖に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
犯罪被害者支援官	捜査第一課	警視	(1) 犯罪の捜査活動における被害者支援の企画、調査及び実施に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

める。
別表のBの項中「、中津警察署及び日田警察署」を「及び中津警察署」に改め、同表のCの項中「大分南警察署」の次に「、日田警察署」を加え、同表の1の交通第一課の部中「、指導取締係、暴走族対策係」及び「、記録係」を削り、同表の1の交通第二課の部中「事故

「捜査係」を「指導取締係、事故捜査係」に改め、同表の1の交通課の部を次のように改める。

交通課	交通安全教育係、指導取締係、規制係、事故捜査係、免許係	○	○		
-----	-----------------------------	---	---	--	--

別表の2の総務関係の項中43を44とし、42の次に次のように加える。

43 サイバー事案に係る警察署運営の企画及び調整に関すること。

別表の2の会計関係の項の8中「及び特例給付」を削り、同表の2の生活安全関係の項の10中「及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）」を「、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び盗難特定金属製物品の処分防止等に関する法律（令和7年法律第75号）」に改め、同項の33及び34を次のように改める。

33 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

34 サイバー事案の防止対策に関すること。

別表の2の交通関係の項中7から9までを削り、10から21までを3ずつ繰り上げ、22を19とし、その次に次のように加える。

20 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。

別表の2の交通関係の項中23を21とし、その次に次のように加える。

22 暴走族対策に関すること。

23 交通反則行為の処理に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
(警察官の服制に関する規程の一部改正)

2 警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「情報管理課」の次に「、サイバー犯罪対策課」を加え、「サイバー犯罪対策課」を削る。

(職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当支給規程（昭和54年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項中「生活安全部サイバー犯罪対策課」を「警務部サイバー犯罪対策課」に改める。

(大分県警察文書管理規程の一部改正)

4 大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中「|情報管理課 | |情報 |」を

「 |情報管理課 | |情報 |」に改め、「|サイバー犯罪対策課 |サ対 |」を削る。

(大分県警察技能指導官に関する規程の一部改正)

5 大分県警察技能指導官に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表の警務部門の項に次のように加える。

(3) サイバー犯罪対策・取締り

別表の生活安全部門の項中(10)を削る。

(大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正)

6 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の警部の階級相当職の項中「場長補佐」を「場長補佐 | |」に、「科長補佐」を「科長補佐 | |」に、

「専門幹 | |」に、「警部の階級相当職にある課長」を「警部の階級相当職にある課長 | |」に改め、同表の警部補の階級相当職の項中「主任栄養士」を削り、同表の巡査の階級相当職の項中「栄養士」を削る。